

令和8年6月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

< 目 次 >

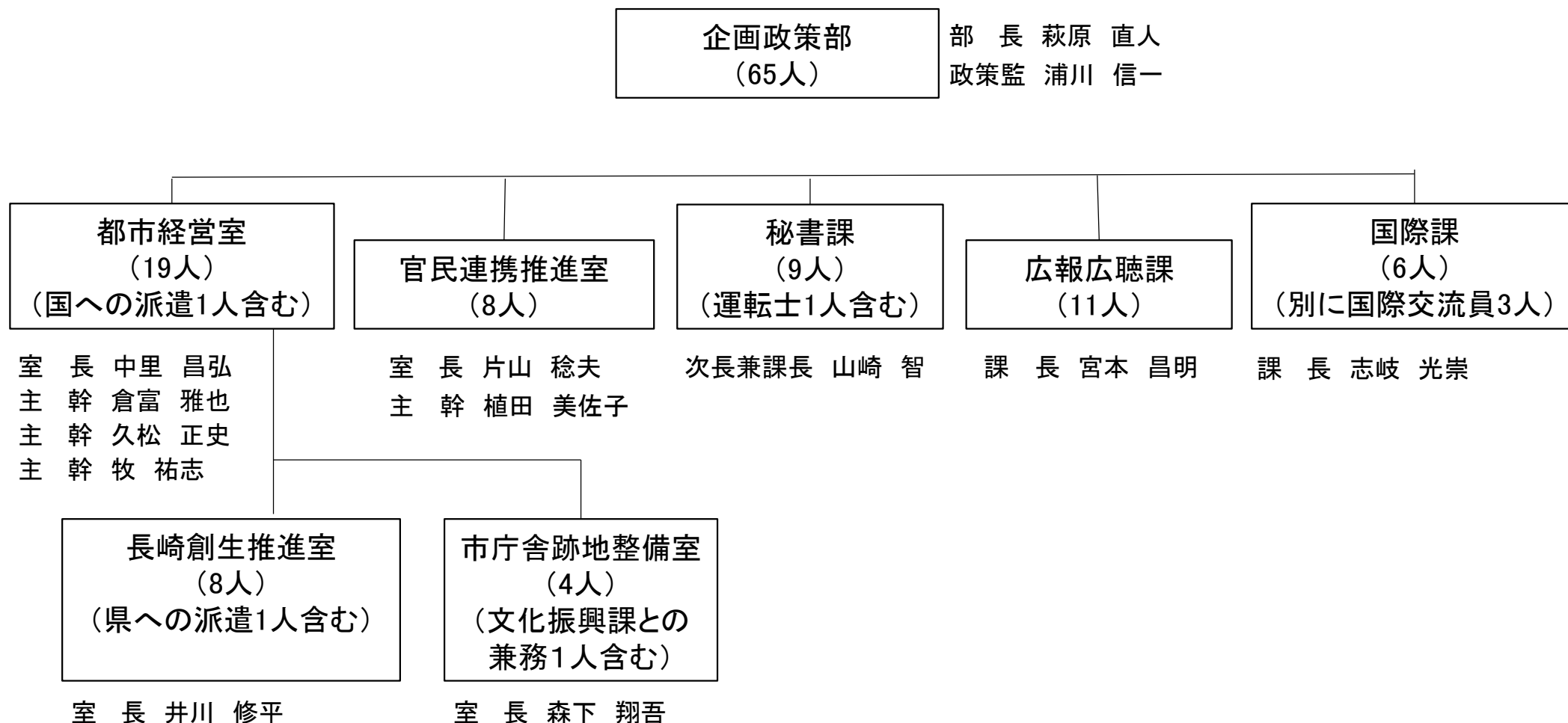
- | | | | |
|---|-------------------------|-------|------|
| 1 | 分掌事務及び事務の現況について | ．．．．． | P 2 |
| | 【別冊】長崎市官民連携指針(令和8年4月策定) | | |
| 2 | 訴訟の現況について | ．．．．． | P 12 |

企画政策部
令和8年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

1 機構及び職員数

企画政策部機構図（R8.4.1現在）



2 事務分掌

部	課・室	分掌事務
	都市経営室	(1) 部の統括に関する事。 (2) 基本構想並びに長期計画その他総合的な計画の推進及び調整に関する事。 (3) 政策評価に関する事。 (4) 道州制に関する事。 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関する事。 (6) 総合教育会議に関する事。 (7) 庁議に関する事。 (8) 地域振興計画等に関する事。 (9) 広域行政に関する事。 (10) 総合計画審議会に関する事。 (11) 政策顧問に関する事。 (12) 県庁舎跡地活用に関する事。 (13) 長崎創生推進室及び市庁舎跡地整備室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。 (14) 官民連携推進室に係る予算の経理に関する事。 (15) 部内事務の連絡調整に関する事。
	長崎創生推進室	(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進及び調整に関する事。 (2) 移住支援に関する事。 (3) ながさき移住ウェルカムプラザとの連絡調整に関する事。
	市庁舎跡地整備室	(1) 市庁舎跡地等の整備の推進及び総合調整に関する事。
	官民連携推進室	(1) 官民連携に係る総合的な推進・調整に関する事。 (2) 長崎スタジアムシティとの連携に係る総合調整に関する事。
	秘書課	(1) 市長及び副市長の秘書に関する事。 (2) 儀式及び交際に関する事。 (3) ほう賞及び表彰に関する事。 (4) 東京事務所との連絡調整に関する事。 (5) 表彰審査委員会に関する事。
	広報広聴課	(1) 市政情報の広報に関する事。 (2) 広報関係刊行物の編集発行に関する事。 (3) 広報に係る総合調整に関する事。 (4) 報道機関等との連絡調整に関する事。 (5) 陳情その他市政に係る広聴に関する事。 (6) コールセンターに関する事。 (7) 市庁舎の情報発信コーナーの利用及び活用の促進に関する事。
	国際課	(1) 国際化の推進に関する事。 (2) 国際交流の基盤の整備に関する事。 (3) 姉妹都市等に関する事。 (4) 海外の情報の収集及びその活用に関する事。 (5) 翻訳および通訳に関する事。 (6) 外国公館及び国際交流団体との連絡調整に関する事。

3 所管事務の現況等

(1) 都市経営室

ア 総合的な企画の立案、推進及び調整

- (ア) 総合計画の策定及び進行管理
- (イ) 重点プロジェクトの進行管理
- (ウ) 市長マニフェストに関する事業の進行管理
- (エ) 教育大綱の進行管理
- (オ) 国土強靱化地域計画の進行管理

イ 会議の運営

- (ア) 庁議、政策実現会議及び総合教育会議の開催

ウ 地域振興の推進及び調整

- (ア) 過疎地域持続的発展計画・辺地総合整備計画
・地域振興計画の進行管理
- (イ) 過疎・離島・半島に関する構成団体間との連携、国・県への
要望活動等の実施

エ 連携中枢都市圏の取組み推進

- (ア) 長与町、時津町との連携にかかる長崎広域連携中枢都市圏ビ
ジョンの進行管理

オ 政策評価

- (ア) 市政運営の基本システムとして「政策評価制度」の円滑な推進
を図り、より効率的で質の高い行政、市民に分かりやすい行政
の実現を目指す。

カ 県庁舎跡地活用に係る県との調整

- (ア) 県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、
県民・市民にとってより良い活用となるよう、県との調整を図
る。

令和8年度の主な取組み

- 令和8年度を始期とする第五次総合計画後期基本計画について、その推進や進行管理を行う。

また、教育大綱、国土強靱化地域計画、過疎地域持続的発展計画及び長崎広域連携中枢都市圏ビジョン等の各種計画における進行管理を行う。

- 最終年度となる重点プロジェクトアクションプランについて、プロジェクト間の連携を図りながら、進行管理を行う。

(2) 長崎創生推進室

ア まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進

- (ア) 総合戦略推進に向けた各施策の進行管理
- (イ) 国の制度、施策に対応した総合的調整

イ 人口減少の克服と長崎創生の推進

- (ア) 長崎創生プロジェクト事業認定制度
- (イ) 対話型地方創生ワークショップの開催

ウ 少子化対策の推進

- (ア) ながさきめぐりあい創出事業
- (イ) ながさきカップル応援事業
- (ウ) 少子化対策情報発信事業
- (エ) 重点プロジェクト（少子化対策プロジェクト）に係る総合的な調整

エ 移住・定住促進

- (ア) 移住希望者の相談対応
- (イ) 移住に関する情報発信
- (ウ) 移住準備や魅力体験の支援
- (エ) 移住者及び移住予定者に対する支援
- (オ) 将来的な移住者になりうる関係人口の創出・拡大

令和8年度の主な取組み

●第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

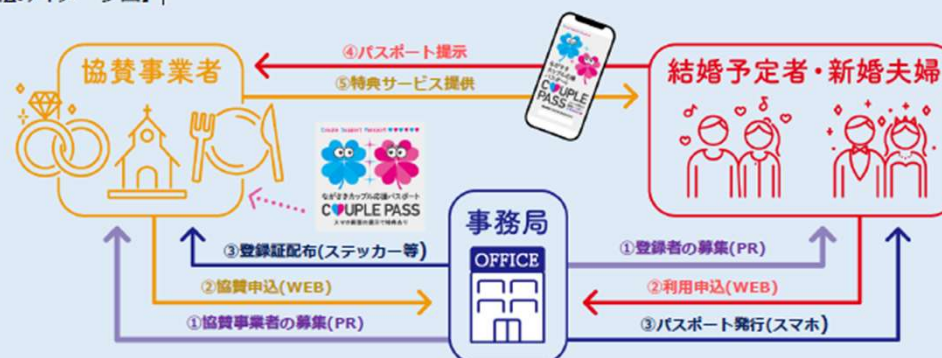
令和8年度を始期として、第五次総合計画後期基本計画と一体的に策定した、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について、その推進や進行管理を行う。

●ながさきカップル応援パスポートの交付

結婚予定のカップルや新婚夫婦を対象として、民間事業者との連携により、協賛事業者が提供する特典を受けられる「ながさきカップル応援パスポート」を交付する。

結婚や新生活、デートなどの際に利用する店舗等で特典を提供することにより、対象者に対して結婚を応援されているという心理的な後押しや安心感を与え、結婚に関する負担感の軽減を図るとともに、まち全体で結婚を応援する気運を醸成し、ひいては結婚希望者や婚姻数の増加につなげるもの。

【取組みイメージ図】



(3) 市庁舎跡地整備室

ア 市庁舎跡地等の整備の推進及び総合調整に関すること。

- (ア) 新文化施設の建設を含めた市庁舎跡地全体の面的整備
- (イ) 上記に係る関係機関等との総合調整
- (ウ) 市庁舎本館跡地の管理・活用

令和8年度の主な取り組み

●新文化施設等整備民間活力導入可能性調査

市庁舎本館跡地等における新たな文化施設等の整備を進めるため、令和6年度に実施したサウンディング調査で得られた情報をもとに、より具体的な事業実施に向けた財政負担、法的課題、技術的実現性など多角的な観点から詳細な検討を行い、事業の実現可能性を定量的・定性的に分析し、適切な事業手法を調査する。

◆業務項目

1. 民間手法導入に係る調査・検討業務
 - (1) 事業概要の設定
 - (2) 事業条件の整理
 - (3) 事業方式・スキームの比較検討
2. 民間手法導入に係る検証・分析業務
 - (1) 民間事業者ヒアリング
 - (2) VFMの検証
 - (3) リスク分析
 - (4) 総合評価と今後の課題整理

◆対象施設

- ・新たな文化施設
- ・その他の余剰地における民間収益施設
(新文化施設との合築も含めて検討)
- ・桜町駐車場
- ・桜町近隣公園

【本業務の連携を必要とする施設】

- ・桜町公園
- ・国道34号（長崎市桜町～万才町区間）

◆対象施設位置図



- 余剰地の一部をNHK長崎放送局の移転候補地として検討（令和8年5月末に協議を開始）

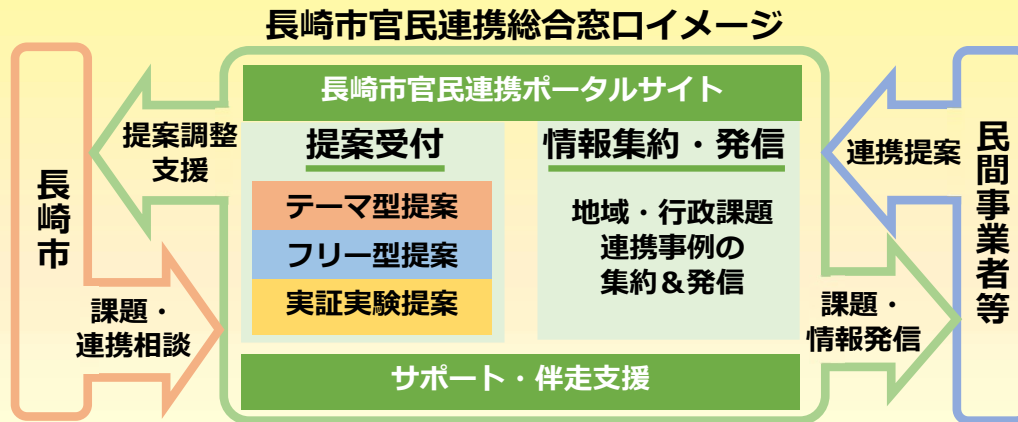
(4) 官民連携推進室

ア 官民連携に係る総合的な推進・調整

- (ア) 官民連携の仕組みづくり・職員の意識醸成
- (イ) 民間事業者等との連携
- (ウ) 大学連携
- (エ) PPP/PFI手法の推進

イ 長崎スタジアムシティとの連携に係る総合調整

- (ア) まちの賑わい創出
- (イ) 子ども体験創出
- (ウ) くらしの魅力創出



令和8年度の主な取組み

●官民連携の仕組みのブラッシュアップ

官民連携をハード・ソフト両面から全庁的により一層推進するため、民間人材の活用による効果的な官民連携総合窓口の運営や、職員研修・庁内報の実施による職員の意識醸成を図る。

●まちのにぎわい創出

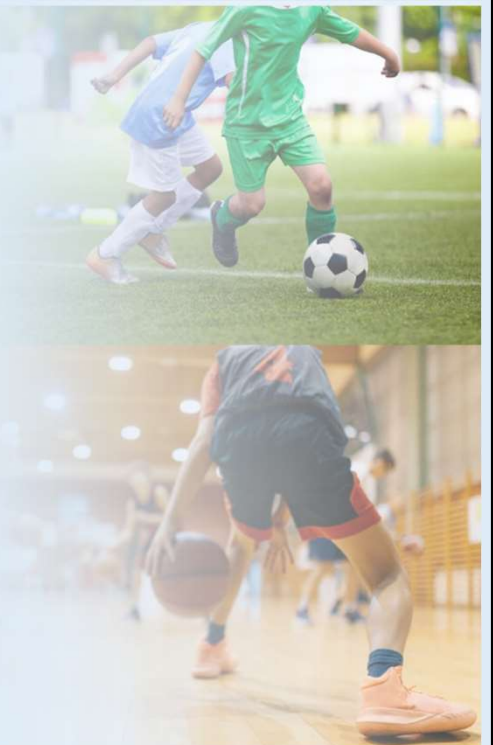
長崎スタジアムシティで生まれる賑わいを市内全域へ広げ、宿泊・飲食などをはじめとした地域経済への波及効果を最大化することを目指し延泊促進助成などの事業を行う。

●子ども体験創出

次代を担う子どもたちに、プロスポーツや一流の競技環境に直接触れる機会等を提供し、長崎ならではの体験を通じて夢や希望を育むとともに、地域への誇りと愛着の醸成を図ることを目的として、プロスポーツチームが使用する高規格施設を活用したスポーツ体験教室などの事業を実施する。

●くらしの魅力創出

市民のくらしにおける魅力の創出及び提供を図ることで、「長崎市に住みたい」「長崎市に住み続けたい」と感じる市民の増加を目的としたくらしの魅力創出補助などの事業を行う。



【参考】長崎市官民連携指針（令和8年4月策定）

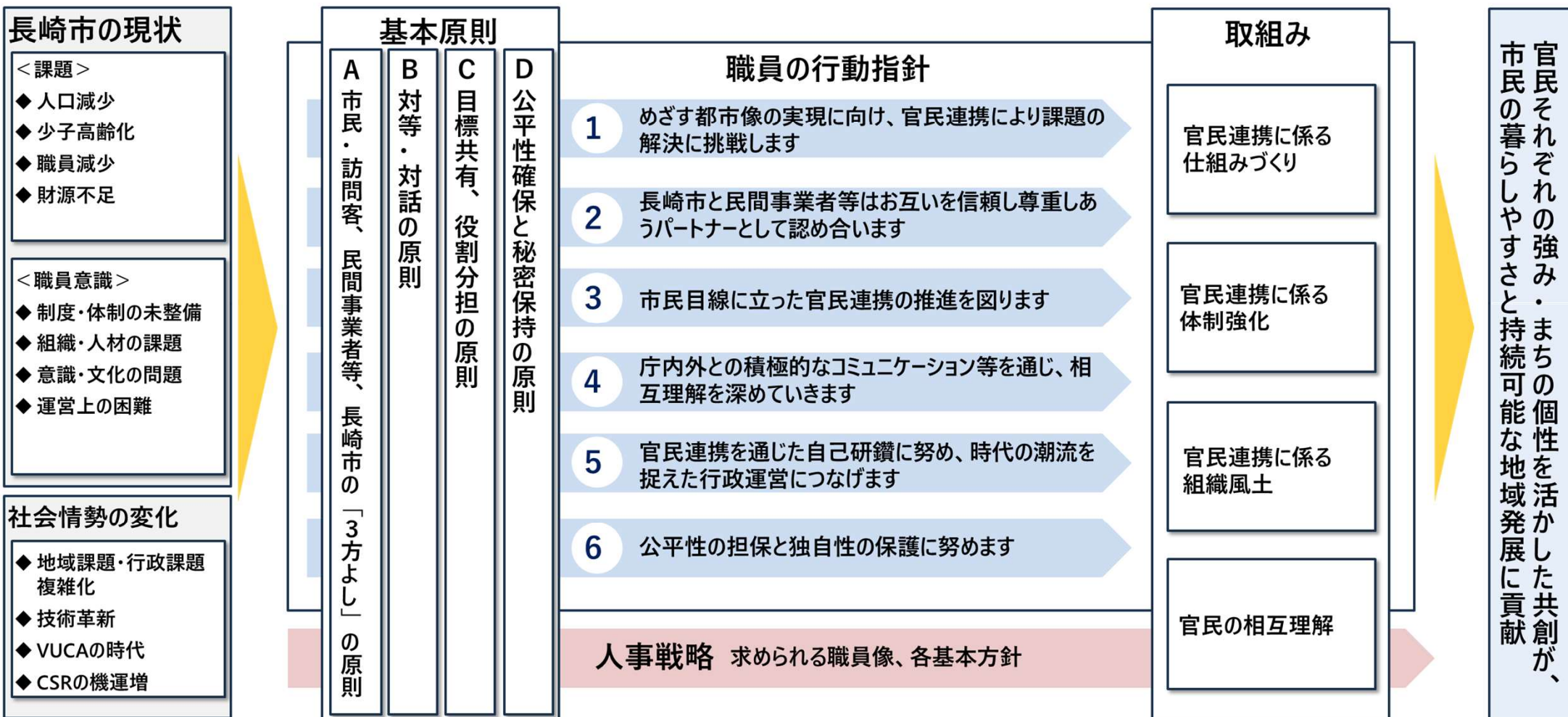
長崎市と民間事業者等が連携して取り組むすべての手法に共通する基本的な考え方を整理し、長崎市が民間事業者等との連携に意欲的に挑戦していくため、長崎市の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、官民連携によりめざす姿、ハード・ソフト両面で官民連携を進める上での「基本原則」、「職員の行動指針」等を定めており、職員だけでなく民間事業者等へもその考え方を広く共有し効果的な運用を図る。

<指針全体像>

現状

基本方針：ハード・ソフト両面でのさらなる官民連携の推進

めざす姿



(5) 秘書課

ア 市長・副市長の秘書

随行、日程調整、来客の接待等秘書業務を通じて、市長等の内外の活動を補佐する。

イ 儀式及び交際対応

長崎市表彰式等の公式行事の開催や外部との交際業務に対応する。

ウ ほう賞及び表彰に係る調整

長崎市の発展や市政に対し功労・功績があった個人や団体等を表彰するため、表彰者の決定に係る事務等を行う。

令和8年度の主な取組み

【令和8年長崎市表彰式】

例年、市制施行記念日の4月1日に実施

- ・日程 令和8年4月1日（水）13：30～14：45
- ・場所 出島メッセ長崎2階 コンベンションホール

表彰件数 96名 12団体
(内訳)

- ・市政功労表彰 個人：51人、団体：3団体
- ・市政協力表彰 個人：6人
- ・特別表彰 個人：39人、団体：9団体

表彰式の様子



(情報発信)

広報ながさきや市ホームページのほか、地域センター発行の広報紙など様々な広報媒体を通して受賞者の活動功績を発信

(6) 広報広聴課

ア 市政情報の広報に関すること

- (ア) 印刷物の発行（広報ながさき、暮らしガイド）
- (イ) テレビ放映（CMあじさい）
- (ウ) インターネット発信（ウェブサイト、LINE、X・フェイスブック・Instagram）
- (エ) 記者会見（市長定例会見等）
- (オ) 市庁舎情報発信コーナー

イ 市政に係る広聴に関すること

- (ア) 市政への提案、広報紙へのお便り、ご意見箱への対応
- (イ) 市民との対話行事（シンナガサキミーティング）の開催
- (ウ) 陳情・要望への対応
- (エ) 市政モニターの運用
- (オ) パブリックコメントの運用
- (カ) コールセンター（あじさいコール）の運営

ウ 戦略的広報の取り組み

- (ア) 「全員広報」の推進
- (イ) シティプロモーションの展開



広報ながさき



シンナガサキミーティング

令和8年度の主な取り組み

●ターゲットに応じた情報発信

公式ウェブサイトや公式LINE、広報紙、民放テレビなど幅広い年代向けの情報発信を行うほか、若い世代へ向けて公式Instagramで魅力発信を行うなど、ターゲットに応じた情報発信を行う。

●CMあじさい

民放テレビで放送してきた4分番組「週刊あじさい」をリニューアルし、30秒CMとして制作・放送する。

また、制作した動画は、ウェブサイトやSNS、YouTube、庁舎内のサイネージ、大型ディスプレイなどで幅広く利用する予定。



(7) 国際課

ア 国際交流・国際理解の推進

- (ア) 姉妹（友好）都市、市民友好都市との交流
- (イ) 海外との市民間交流の支援
- (ウ) 国際交流員による国際理解講座、外国文化体験出前講座
- (エ) 国際交流イベント「ながさき異文化ちゃんぽんフェスタ」
- (オ) 日系社会（ブラジル長崎県人会）研修員受入事業
- (カ) 諸外国要人等の接遇



セントポール市での被爆体験紙芝居の朗読



福州市での青少年交流

イ 多文化共生の推進

- (ア) 外国人のための生活ガイド（4か国語版）（冊子・電子書籍）の発行
- (イ) ホームページ、SNSなど多言語（英・中・韓・日）による情報発信
- (ウ) 外国人住民のための初級日本語講座の開催（国際ボランティア）
- (エ) 庁内窓口手続きなどにおける通訳支援（国際交流員、国際ボランティア）
- (オ) 国際交流に関するイベントの企画・実施（国際ボランティア）
- (カ) 長崎留学生支援センターを中心とした留学生への各種支援



多言語での情報発信



日本語講座

令和8年度の主な取組み

- 外国人住民の増加・多国籍化、社会情勢の変化等を踏まえ、外国人住民などのニーズ把握や多文化共生の取組みを発信するとともに、日本語学習者の支援を行う
- 国際交流団体や国際協力団体、大学など様々な関係機関と連携し、多様な国際交流・理解の機会を充実させ、情報発信を強化する
- 庁内関係部局と連携し、外国人材が活躍できる機会、グローバルな視野をもった人材育成に取り組む



ブラジル長崎県人会からの日系社会研修員が龍踊りを学ぶ様子